

いししんキャッシュカードサービス規定

第1条 普通預金（総合口座）のご入金及びお引出しについては、通帳による他「いししんキャッシュサービス」カードによることもできます。この場合、この規定に定めのない事項については、普通預金規定又は総合口座取引規定により取扱います。

第2条（カードの利用手続）

「いししんキャッシュサービスカード」（以下「カード」という。）のご使用にあたっては、予め署名ならびに暗証番号（4桁の数字）を当組合へお届けください。

第3条（カード発行）

カードは、本人及び代理人に対して1枚宛発行いたします。

第4条（代理人によるカードの利用）

- (1) 代理人（同居の成人、ご家族1名に限ります）による預け入れ、払戻しをする場合は、ご本人から代理人の署名等を当店に届出てください。この場合、当組合は代理人のカードを発行します。
- (2) 代理人のカードの利用についてもこの特約を適用します。

第5条（預け入れ）

- (1) 預金機を使用して預け入れる時は、預金機にカードと現金を挿入しボタンにより操作してください。預金機による預け入れは千円単位とし、1回の預け入れの金額は当組合の定めた範囲内とします。
- (2) 窓口で預け入れるときは、カードとともに当組合所定の用紙に、お名前と金額を記入して提出してください。

第6条（現金の払戻し）

- (1) 支払機を使用して預金を払戻す時は、支払機にカードを挿入し届出の暗証番号と金額をボタンにより操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、千円又は万円単位とし、1回あたりの払戻金額及び1日あたりの払戻限度額は当組合の定めた範囲内とします。

第7条（預金機・支払機の故障時の取扱い）

- (1) 停電・故障等により預金機・支払機が停止し、その取扱いができない時は、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金又は払い戻すことができます。
- (2) 前項による預金払戻しを受ける場合には、当組合所定の入金伝票及び払戻請求書に、氏名金額及び届出の暗証番号を記入のうえ、カードとともに提出してください。ただし、入金の場合は暗証番号の記入は必要ありません。

第8条（取引記録の交付）

- (1) カードによるお取引の都度、取引の明細を記録した取扱票をお渡しします。
- (2) この取引金額の通帳への記帳は、その都度預金機に挿入記帳するか窓口で提出された時に行います。

第9条（カード・暗証番号の管理等）

- (1) 当組合は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証と届出の暗証番号とが一致することを当組合所定の方法に

より確認のうえ預金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをします。

- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けた時は、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

第10条（偽造カード等による払戻し等）

偽造又は変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合又は当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カード及び暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

第11条（盗難カードによる払戻し等）

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべて該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - 当組合の調査に対し、本人より十分な説明がおこなわれていること
 - 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合への通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、又は家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ又はこれに付随してカードが盗難にあった場合

第12条（カードの紛失・届出事項の変更等）

カードを紛失した場合又は氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

第13条（カードの再発行）

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、又保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

第14条（解約、カードの利用停止等）

- (1) 預金口座を解約する場合又はカードの利用を取りやめる場合には、カードを当組合に返却してください。
- (2) カードの改ざん・不正使用など当組合がカードの使用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

第16条に定める規定に違反した場合

預金口座に関し、最終の預入れ又は払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合

カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

第15条（譲渡・質入れ等の禁止）

カードは、譲渡・質入れ又は貸与することはできません。

平成18年2月9日 改定